

令和元年

第2回大阪広域水道企業団議会  
(8月臨時会)

提出議案

(第1号議案～第2号議案)

(第1号報告～第2号報告)

## 目 次

第 1 号議案	大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2 号議案	大阪広域水道企業団監査委員選任について同意を求める件・・・・・・・・・・・・	4
第 1 号報告	平成 30 年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件・・・・・・・・	5
第 2 号報告	平成 30 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件・・・・	8

第1号議案

大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年8月9日提出

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

第1条 大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第5（第43条関係） 1～5（略） 6 田尻水道事業	別表第5（第43条関係） 1～5（略） 6 田尻水道事業
(1) (略) (2) <u>設計審査及び工事検査手数料</u> 1件 1,000円	(1) (略) (2) <u>設計審査手数料</u> 1件 1,000円  (3) <u>工事検査手数料</u> 1件 1,000円
7～9（略）	7～9（略）

第2条 大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給水装置の構造及び材質) 第12条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号） <u>第6条</u> に規定する基準に適合しているものでなければならない。	(給水装置の構造及び材質) 第12条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号） <u>第5条</u> に規定する基準に適合しているものでなければならない。
別表第5（第43条関係）	別表第5（第43条関係）

1 泉南水道事業

- (1) (略)  
(2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料  
1件 10,000円  
(3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料  
1件 2,000円  
(4)~(8) (略)

2 四條取水道事業

- (1) (略)  
(2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料  
1件 10,000円  
(3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料  
1件 2,000円  
(4)~(8) (略)

3 阪南水道事業

- (1) (略)  
(2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料  
1件 10,000円  
(3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料  
1件 2,000円  
(4)~(7) (略)

4 豊能水道事業

- (1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件  
10,000円  
(2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料  
1件 10,000円  
(3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料  
1件 2,000円  
(4)~(8) (略)

5 忠岡水道事業

- (1) (略)  
(2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料  
1件 10,000円  
(3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料  
1件 2,000円  
(4)~(6) (略)

6 田尻水道事業

- (1) (略)  
(2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料  
1件 10,000円  
(3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料  
1件 2,000円  
(4) (略)

1 泉南水道事業

- (1) (略)  
  
  
  
  
(2)~(6) (略)

2 四條取水道事業

- (1) (略)  
  
  
  
  
(2)~(6) (略)

3 阪南水道事業

- (1) (略)  
  
  
  
  
(2)~(5) (略)

4 豊能水道事業

- (1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件  
20,000円  
  
(2) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料  
1件 2,600円  
(3)~(7) (略)

5 忠岡水道事業

- (1) (略)  
  
  
  
  
(2)~(4) (略)

6 田尻水道事業

- (1) (略)  
  
  
  
  
(2) (略)

7 岬水道事業

- (1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件  
10,000円
- (2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料  
1件 10,000円
- (3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料  
1件 2,000円
- (4)・(5) (略)

8 太子水道事業

- (1) (略)
- (2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料  
1件 10,000円
- (3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料  
1件 2,000円
- (4)～(6) (略)

9 千早赤阪水道事業

- (1) (略)
- (2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料  
1件 10,000円
- (3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料  
1件 2,000円
- (4)～(8) (略)

7 岬水道事業

- (1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件  
10,500円
- (2)・(3) (略)

8 太子水道事業

- (1) (略)
- (2) 指定給水装置工事事業者指定証交付、再交付手数料 1件 2,000円
- (3)～(5) (略)

9 千早赤阪水道事業

- (1) (略)
- (2) 指定給水装置工事事業者指定証交付、再交付手数料 1件 2,000円
- (3)～(7) (略)

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の大阪広域水道企業団水道事業給水条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

第 2 号 議 案

大阪広域水道企業団監査委員選任について同意を求める件

次の者を大阪広域水道企業団監査委員に選任することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条の2第5項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年8月9日提出

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

氏 名 小田 利昭  
現住所 堺市  
生年月日 昭和33年8月30日

氏 名 塩尻 明夫  
現住所 宝塚市  
生年月日 昭和43年7月4日

## 第1号報告

平成30年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算  
書報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、  
平成30年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の繰越額の使用に関する  
計画について、次のとおり報告する。

令和元年8月9日提出

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

平成30年度大阪広域水道企業団水道事業会計(水道用水供給事業)予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな即資産の購入限度額	明
						国支出金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
水道用水供給事業的資本支出	建設改良費		28,148,513,600	25,648,245,287	874,916,640	0	0	0	874,916,640	1,625,351,673	0	関係機関との調整に日時を要したことなく繰越しを必要としました。
			18,126,172,600	15,625,904,315	874,916,640	0	0	0	874,916,640	1,625,351,645	0	
		改良事業	16,327,793,600	13,930,452,275	874,916,640	0	0	0	874,916,640	1,522,424,685	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな即資産の購入限度額	明
						国支出金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
水道用水供給事業的費用	営業費用		37,857,506,000	35,406,699,662	201,203,136	0	0	0	201,203,136	2,249,603,202	0	工事の施工に伴い発生した状況の变化への対応に日時を要したことなく繰越しを必要とした。
			33,866,663,000	31,982,594,995	201,203,136	0	0	0	201,203,136	1,682,864,869	0	
		修繕工事	2,738,793,000	2,660,853,228	16,390,080	0	0	0	16,390,080	61,549,392	0	
		撤去工事	408,872,000	169,140,140	184,813,056	0	0	0	184,813,056	54,918,804	0	



平成30年度大阪広域水道企業団水道事業会計(市町村域水道事業)予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越しを要 するたな卸資産 の購入限度額	明 説
						国支出金	企業債	工事負担金	損益勘定 留保資金			
千早赤阪 水道事業的 資本支出	建設 改良費	施設 改良事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	関係者との調整に 日時を要したこと により、やむなく繰 越しを必要とした。
			245,848,600	217,482,987	16,520,133	0	0	0	16,520,133	11,845,480	0	
			218,719,600	190,404,548	16,520,133	0	0	0	16,520,133	11,794,919	0	
			218,159,600	190,393,856	16,520,133	0	0	0	11,245,611	0		

## 第2号報告

平成30年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成30年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について、次のとおり報告する。

令和元年8月9日提出

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

平成30年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	工事負担金	増益勘定留保資金			
工業用水道事業資本的支出	建設改良費	増補改良事業	5,419,234,000	4,431,329,682	147,179,160	円	0	0	147,179,160	840,725,158	円	工事に伴い発生した状況の変化への対応に日時を要したことなどにより、やむなく繰越しを必要とした。
			4,342,496,000	3,354,592,610	147,179,160	円	0	0	147,179,160	840,724,230	円	
			4,342,496,000	3,354,592,610	147,179,160	円	0	0	147,179,160	840,724,230	円	